

浜松市介護施設等物価高騰対策助成事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 市長は、浜松市内（以下「市内」という。）で介護施設等を運営する者（以下「事業者」という。）に対し、原油価格・物価高騰等の影響による光熱費及び食費等の負担を軽減するため、予算の範囲内において浜松市介護施設等物価高騰対策助成事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、浜松市補助金交付規則（昭和55年浜松市規則第17号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 介護施設等 浜松市から介護保険法第41条第1項、介護保険法第42条の2第1項、介護保険法第46条第1項、介護保険法第48条第1項第1号、介護保険法第94条第1項及び介護保険法第107条第1項の指定又は開設許可を受けた市内事業所及び施設のうち別表1に定めるものをいう。
- (2) 介護老人福祉施設等 浜松市から介護保険法第41条第1項、介護保険法第42条の2第1項、介護保険法第48条第1項第1号、介護保険法第94条第1項及び介護保険法第107条第1項の指定又は開設許可を受けた市内事業所及び施設のうち別表2に定めるものをいう。
- (3) 事業実施 前各号の指定又は開設許可を受け、浜松市の被保険者に対して介護サービスを提供し、介護給付費又は予防給付費（以下「介護給付費」という。）の請求を行っているものをいい、休止又は廃止をしている場合等を含まない。

(補助対象者)

第3条 補助を受けることができる者は、次に定める各号のとおりとする。

(1) 電気・ガス料金に係る補助事業

ア 電気・ガス料金に係る補助事業の補助対象者は次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (ア) 市内で介護施設等を運営する法人であること。
- (イ) 令和5年6月1日時点で事業実施していること。（指定又は開設許可を受けていても、令和5年4月から令和5年5月末まで継続してサービス提供及び介護給付費の請求を行っていない介護施設等は補助対象から除く。）
- (ウ) 市税を滞納していないこと。
- (エ) 浜松市が設置者かつ浜松市が所有する建物で事業実施する介護サービス事業所でないこと。
- (オ) その他、市長が不相当と認めた者でないこと。

(2) 食費に係る補助事業

ア 食費に係る補助事業の補助対象者は次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (ア) 市内で介護老人福祉施設等を運営する法人であること。
- (イ) 令和5年4月1日時点で事業実施していること。（指定又は開設許可を受けていても、令和5年4月から令和5年12月末まで継続してサービス提供及び介護給付費の請求を行っていない介護老人福祉施設等は補助対象から除く。）
- (ウ) 市税を滞納していないこと。
- (エ) 浜松市が設置者かつ浜松市が所有する建物で事業実施する介護老人福祉施設等でないこと。
- (オ) その他、市長が不相当と認めた者でないこと。

(電気・ガス料金に係る対象経費等)

第4条 電気・ガス料金に係る補助事業に係る対象経費、介護施設等ごとのサービス種類及び対象区分並びに補助基本額及び補助率は別表1に掲げるものとし、介護施設等ごとに算出した補助金の額の合計金額とする。

- 2 令和5年4月1日から継続して事業実施している介護施設等の補助金の額は、介護施設等ごとに別表1に定める補助基本額に補助率を乗じて得た額とする。
- 3 令和5年4月2日以降に事業実施している介護施設等の補助金の額は、介護施設等ごとに補助基本額の補助率を乗じて得た額を12で除して、令和5年5月までに事業実施した月数に10を加えた数を乗じた額（1円未満切り捨て）とする。実施期間がひと月に満たない端数が生じる場合は切り捨てて計算することとする。

(食費に係る対象経費等)

第4条の2 食費に係る補助事業に係る対象経費、介護老人福祉施設等ごとのサービス種類、対象者及び対象日並びに補助基本額及び補助率は別表2に掲げるものとし、介護老人福祉施設等ごとに算出した補助金の額の合計金額とする。

- 2 補助金の額は、別表2に定める対象者ごとに、令和5年4月1日から令和5年9月30日までの間に別表に定める対象日の延べ日数を合計し2を乗じた日数に、別表に定める基準単価及び補助率を乗じて得た額を合計して得た額とする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付の申請は、交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長が別に定める日までに提出するものとする。

- (1) 申請額算出内訳書（第2号様式）
- (2) 利用見込（第3号様式）（電気・ガス料金に係る補助事業に限る。）
- (3) 市税納付・納入確認同意書（第4号様式）
- (4) 暴力団排除に関する誓約書（第5号様式）
- (5) 市民税・県民税特別徴収義務者指定通知書の写し又は市民税・県民税特別徴収未実

施理由書（給与所得者を雇用する法人のみ）

(6) その他市長が定めるもの

（交付の条件）

第6条 次に掲げる事項を、交付の決定の条件とする。

(1) 令和5年度は継続して事業実施し、次に掲げる書類を添えて令和5年度末日までに市長に提出するものとする。

ア 事業実施報告書（第12号様式）

(2) 補助対象者は令和5年度中の介護施設等の事業継続が困難となった場合、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。また、当該介護施設等に係る補助金は全額を返還しなければならない。

(3) 補助対象者は補助金に関する報告及び立入調査について、市長から求められた場合には、それに応じなければならない。

(4) 補助対象者は、次に掲げる要件に該当する場合には、補助金の全額を返還しなければならない。

ア 虚偽の申請等をした場合

イ 補助金に関する報告及び立入調査に応じない場合

ウ 補助金の交付決定を取り消された場合

(5) 補助対象者は規則に基づく市長の指示に従うこと。

(6) 補助対象者は規則17条第1項の規定により補助金の交付の決定の取消しを受け、補助金の返還の請求を受けたとき又は当該返還の期限までに納付しなかったときは、規則第18条の2の規定に基づき、加算金又は遅延損害金を市に納付しなければならない。

(7) 補助対象者が補助金の返還の請求を受け、当該補助金、加算金又は遅延損害金の全部又は一部を納付しない場合、規則第18条の3の規定に基づき、当該補助対象者が他に交付を受ける補助金についてその交付を一時停止し、又は当該未納額との相殺をする場合がある。

(8) 補助対象者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を整備し、10年間保管しておかななければならない。

(9) 補助事業の完了により当該補助事業者に相当の収益が生じると認められる場合においては、当該補助金の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付すること。

（交付の決定）

第7条 市長は、第5条の規定に基づく交付申請があったときは、内容を審査し、補助金の交付の決定をする場合は、規則第7条第1項の規定により、補助金交付決定通知書（第6号様式）により事業者に通知するものとする。

2 市長は、前項の審査において、補助金を交付することが適当でないことを認めるときは、速やかに補助金を交付しない旨を補助金交付却下通知書（第7号様式）により事業者に通

知するものとする。

(申請内容の変更)

第8条 前条第1項の規定により補助金交付決定通知を受けた事業者が、申請の内容等を変更するときは、補助金変更承認申請書(第8号様式)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、変更内容を審査し、補助金の変更交付の決定をするときは、補助金変更交付決定通知書(第9号様式)により事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第9条 事業者は、第7条第1項の規定により補助金交付決定通知書を受領した後、速やかに補助金交付請求書(第10号様式)を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第10条 市長は、前条の請求書が提出された場合には補助金を交付するものとする。

(決定の取り消し)

第11条 市長は、事業者が次のいずれかに該当すると認めるときは、補助金交付の決定の一部又は全部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付決定等を受けたとき。
- (2) 第3条の要件を備えていないことが判明したとき。
- (3) 第6条の条件に反したとき。
- (4) その他関係法令及びこの要綱の規定に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、事業者に対し、期限を定めて当該補助金の全部の返還を命じるものとし、補助金交付決定取消通知及び返還命令書(第11号様式)を送付するものとする。

(加算金及び遅延損害金)

第12条 事業者は、前条第2項の規定による補助金の返還の命令を受けたときは、規則第18条の2第1項の規定に基づき加算金を市に納付しなければならない。

2 事業者は、補助金の返還の請求を受け、これを納期限までに納付しなかったときは、規則第18条の2第4項の規定に基づき遅延損害金を市に納付しなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年10月1日から施行し、令和4年度中の補助金に適用する。

附 則

この要綱は、令和4年10月2日から施行し、令和4年度中の補助金に適用する。

附 則

この要綱は、令和5年6月26日から施行し、令和5年度中の補助金に適用する。

附 則

この要綱は、令和5年12月13日から施行し、令和5年度中の補助金に適用する。

別表1 電気・ガス料金に係る補助事業

対象経費 ^{※6}	サービス種類	対象区分	補助基本額	補助率
電気・ガス料金	居宅介護支援 訪問介護 訪問リハビリテーション 訪問看護 訪問入浴介護	※1	57,000円	1/2
	地域密着型通所介護 認知症対応型通所介護 ^{※2}	入浴なし	110,000円	
		入浴あり	258,000円	
	通所介護 通所リハビリテーション	通常規模型 ^{※3}	582,000円	
		大規模型 ^{※3}	1,034,000円	
	小規模多機能型居宅介護 看護小規模多機能型居宅介護 短期入所生活介護 ^{※4}		889,000円	
	認知症対応型共同生活介護 地域密着型特定施設 地域密着型介護老人福祉施設 特定施設入居者生活介護 介護老人福祉施設 介護老人保健施設 介護医療院	29人以下 ^{※5}	1,199,000円	
		30～100人 ^{※5}	2,377,000円	
		101～130人 ^{※5}	4,644,000円	
		131～200人 ^{※5}	6,722,000円	
		201人以上 ^{※5}	9,215,000円	

※1 当該対象区分に含まれる事業を同一建物内で複数実施している場合、当該対象区分における補助基本額は、実施している事業の数に関わらず、57,000円を上限とする。

※2 共用型の認知症対応型通所介護は除く。

※3 令和5年度の介護報酬算定の規模区分による。

※4 空床利用型の短期入所生活介護は除く。

※5 介護施設等の定員数とする。

※6 対象経費の支出がない介護施設等は補助対象外とする。

別表2 食費に係る補助事業

対象経費	サービス種類	対象者	対象日	基準単価	補助率
食費	介護老人福祉施設 介護老人保健施設 介護医療院 短期入所生活介護 短期入所療養介護 地域密着型介護老人福祉施設	対象施設の入所者のうち、介護保険法第五十一条の三における特定入所者介護サービス費の対象となる特定入所者及び介護保険法第六十一条の三における特定入所者介護予防サービス費の対象となる特定入所者	特定入所者介護サービス費又は特定入所者介護予防サービス費のうち、食費の支給対象日	対象者1人当たり 1日130円	1/2

（あて先）浜松市長

住所（所在地）

事業者 名称

代表者氏名

（署名又は記名押印をしてください。）

補助金交付申請書

浜松市介護施設等物価高騰対策助成事業費補助金交付要綱第5条の規定により、補助金を交付されたく、関係書類を添えて申請します。

記

1 補助金交付申請額 _____ 円

添付書類

- (1) 申請額算出内訳書（第2号様式）
- (2) 利用見込（第3号様式）（電気・ガス料金に係る補助事業に限る）
- (3) 市税納付・納入確認同意書（第4号様式）
- (4) 暴力団排除に関する誓約書（第5号様式）
- (5) 市民税・県民税特別徴収義務者指定通知書の写し又は市民税・県民税特別徴収未実施理由書（給与所得者を雇用する法人のみ）

第3号様式（第5条関係）

利用見込（実績）

事業所別利用人数

事業所名					
サービス種類					
サービス提供月	令和5年4月				
	令和5年5月				
	令和5年6月				
	令和5年7月				
	令和5年8月				
	令和5年9月				
	令和5年10月				
	令和5年11月				
	令和5年12月				
	令和6年1月				
	令和6年2月				
	令和6年3月				

事業所名					
サービス種類					
サービス提供月	令和5年4月				
	令和5年5月				
	令和5年6月				
	令和5年7月				
	令和5年8月				
	令和5年9月				
	令和5年10月				
	令和5年11月				
	令和5年12月				
	令和6年1月				
	令和6年2月				
	令和6年3月				

- ・第2号様式に記載した事業所すべてについて記載し、1枚で書ききれない場合はこの用紙を複数使用してください。
- ・事業所別に利用者の**実人数**を記載してください。
- ・令和5年7月以降は見込み人数を記載してください。

第4号様式（第5条関係）

年 月 日

（あて先）浜松市長

住所（所在地）

事業者 名称

代表者氏名

（署名又は記名押印をしてください。）

市税納付・納入確認同意書

下記の補助金交付申請に伴い、浜松市介護施設等物価高騰対策助成事業費補助金交付要綱第3条の規定により、市において、補助金交付事業者の市税の納付又は納入の状況について確認することに同意します。

記

申請補助金 浜松市介護施設等物価高騰対策助成事業費補助金

暴力団排除に関する誓約書

浜松市介護施設等物価高騰対策助成事業費補助金の交付申請にあたり、下記事項について誓約します。

また、浜松市が暴力団排除に必要な場合には、静岡県警察本部又は管轄警察署に照会することを承諾します。

記

- 1 次に掲げる者のいずれにも該当しません。
 - (1) 暴力団（浜松市暴力団排除条例(平成24年浜松市条例第81号。以下「条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団をいう。)
 - (2) 暴力団員等（条例第2条第4号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)
 - (3) 暴力団員等と密接な関係を有する者
 - (4) 前3号に掲げる者のいずれかが役員等(無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。)となっている法人その他の団体

年 月 日

(あて先) 浜松市長

(誓約者)

所在地

名 称

代表者

(署名又は記名押印をしてください。)

様

浜松市長

補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった浜松市介護施設等物価高騰対策助成事業費補助金について、下記のとおり決定します。

記

1 決定の内容

金額 _____ 円

2 交付の条件

- 令和5年度は継続して事業実施し、次に掲げる書類を添えて令和5年度末日までに市長に提出するものとする。
 - 事業実施報告書（第12号様式）
- 令和5年度中の事業継続が困難となった場合、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。
- 補助金に関する報告及び立入調査について、浜松市から求められた場合には、それに応じなければならない。
- 市長は、交付した補助金について、次に掲げる要件に該当する場合には、補助金の全額の返還を請求することとする。
 - 虚偽の申請等をした場合
 - 補助金に関する報告及び立入調査に応じない場合
 - 補助金の交付決定を取り消された場合
- 規則に基づく市長の指示に従うこと。
- 規則17条第1項の規定により補助金の交付の決定の取消しを受け、補助金の返還の請求を受けたとき又は当該返還の期限までに納付しなかったときは、規則第18条の2の規定に基づき、加算金又は遅延損害金を市に納付しなければならない。
- 補助金の返還の請求を受け、当該補助金、加算金又は遅延損害金の全部又は一部を納付しない場合、規則第18条の3の規定に基づき、他の交付すべき補助金についてその交付を一時停止し、又は未納額との相殺をする場合がある。
- 補助対象者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を整備し、10年間保管しておかななければならない。
- 補助事業の完了により当該補助事業者に相当の収益が生じると認められる場合においては、当該補助金の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付すること。

第7号様式（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

浜松市長

補助金交付却下通知書

年 月 日付けで申請のあった浜松市介護施設等物価高騰対策助成事業費補助金について、補助の交付をしないこととしましたので通知します。

第8号様式（第8条関係）

令和 年 月 日

（あて先）浜松市長

住所（所在地）

事業者 名称

代表者氏名

（署名又は記名押印をしてください。）

補助金変更承認申請書

年 月 日付け浜松市指令 第 号により補助金の交付の決定を
受けた事業について変更したいので、関係書類を添えて申請します。

変更前 交付決定額 _____ 円

変更後 変更承認申請額 _____ 円

添付書類

- (1) 申請額算出内訳書（第2号様式）
- (2) 利用実績（第3号様式）

様

浜松市長

補助金変更交付決定通知書

年 月 日付け浜松市指令 第 号をもって補助金の交付を決定した、浜松市介護施設等物価高騰対策助成事業費補助金交付決定額を下記のとおり変更したので通知します。

記

1 決定の内容

金額 _____ 円

2 交付の条件

- (1) 令和5年度は継続して事業実施し、令和5年度末に事業結果を市長が別に定める日までに報告すること。
- (2) 令和5年度中の事業継続が困難となった場合、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。
- (3) 補助金に関する報告及び立入調査について、浜松市から求められた場合には、それに応じなければならない。
- (4) 市長は、交付した補助金について、次に掲げる要件に該当する場合には、補助金の全額の返還を請求することとする。
 - ア 虚偽の申請等をした場合
 - イ 補助金に関する報告及び立入調査に応じない場合
 - ウ 補助金の交付決定を取り消された場合
- (5) 規則に基づく市長の指示に従うこと。
- (6) 規則17条第1項の規定により補助金の交付の決定の取消しを受け、補助金の返還の請求を受けたとき又は当該返還の期限までに納付しなかったときは、規則第18条の2の規定に基づき、加算金又は遅延損害金を市に納付しなければならない。
- (7) 補助金の返還の請求を受け、当該補助金、加算金又は遅延損害金の全部又は一部を納付しない場合、規則第18条の3の規定に基づき、他の交付すべき補助金についてその交付を一時停止し、又は未納額との相殺をする場合がある。
- (8) 補助対象者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を整備し、10年間保管しておかななければならない。

年 月 日

（あて先）浜松市長

住所（所在地）

請求者 名称

代表者氏名

補助金交付請求書

年 月 日付け浜松市指令 第 号により補助金の交付決定を受けた
浜松市介護施設等物価高騰対策助成事業費補助金について、下記のとおり請求します。

記

1 金額 金 円

2 振込先

金融機関名	銀行 信用金庫 農協	営業本部 本店 支店 出張所
口座種別	普通・当座・その他	
口座番号		
口座名義（カナ）		

第11号様式（第11条関係）

浜松市指令 第 号
年 月 日

様

浜松市長

補助金交付決定取消通知及び返還命令書

年 月 日付け浜松市指令 第 号をもって交付決定した浜松市介護施設等物価高騰対策助成事業費補助金について、交付決定の全部又は一部を取り消し、次のとおり返還を命ずる。

記

交付決定額 _____ 円

交付年月日 年 月 日

取消額 _____ 円

返還金額 _____ 円

返還期限 年 月 日

取消・返還を命ずる理由

第12号様式（第6条関係）

【電気・ガス料金に係る事業】

事業実施報告書

事業者名称

事業所名				
サービス種類				
対象経費実績 ^{※1}				
サービス提供月	令和5年4月			
	令和5年5月			
	令和5年6月			
	令和5年7月			
	令和5年8月			
	令和5年9月			
	令和5年10月			
	令和5年11月			
	令和5年12月			
	令和6年1月			
	令和6年2月			
	令和6年3月			
事業所名				
サービス種類				
対象経費実績 ^{※1}				
サービス提供月	令和5年4月			
	令和5年5月			
	令和5年6月			
	令和5年7月			
	令和5年8月			
	令和5年9月			
	令和5年10月			
	令和5年11月			
	令和5年12月			
	令和6年1月			
	令和6年2月			
	令和6年3月			

※1 対象経費実績は事業所ごとの年間の対象経費の実績額を記載してください。

- ・事業所別に利用者の**実人数**を記載してください。
- ・補助金の交付を受けている事業所について記載し、1枚で書ききれない場合はこの用紙を複数使用してください。

